

平成25年度における南房総市の障害者就労施設等からの
物品等の調達の推進を図るための方針

平成26年1月23日制定

1 目的

この方針は、障害者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を優先的・積極的に推進することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市すべての組織に適用するものとする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事務所等
 - ア 就労継続支援事務所（A型・B型）
 - イ 就労移行支援事務所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（日中に生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者
- イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、調達の推進の意義を踏まえ分野を限定することなく調達するよう努める。

5 調達の目標

物品等の種別毎に、調達実績額が前年度を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

(1) 隨意契約の活用

物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による障害者就労施設等からの随意契約の活用も含め障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

(2) 調達推進に必要な情報提供

障害者就労施設等で提供可能な物品等の情報を収集し、各部署に対して情報を提供する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、概要を市ホームページに掲載する等の方法により公表する。

8 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、保健福祉部社会福祉課とする。